

参議院厚生委員会會議録第三十一号

昭和二十八年八月八日(土曜日)午前十一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

神原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
林 了君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省保険局長 久下 勝次君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君

説明員

厚生事務次官 宮崎 太一君

本日の会議に付した事件

○社会保険審査官及び社会保険審査会
法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今より委員
会を開会いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会
法案を議題といたします。質疑を願ひ

第八部 厚生委員会會議録第三十一号 昭和二十八年八月八日【参議院】

○山下義信君 本案につきましては前

回湯山委員から御質疑が一部ありまし

たので、或いは重複いたすかも知れな

いと思いますが、重複いたしましたならば

御指摘を願ひたいと思ひます。本案の

論点は申すまでもなく従来の民主的な

審査官、審査会というものがこういう

官機構に代わるということが結局問

題になるわけなので、政府の提案理由

の説明によりますと、審査会の能率の

増進のためだと、こういうことを言わ

れるのであります。従来の審査会の能

率について、いろいろ政府は説明もな

されておるようであります。私はそ

れだけでは納得ができません。それは

理由が何いたいことは、もつと重大

な理由があるのかどうかということな

のです。それで現在の審査会が能率が

悪いというならば、悪い理由がどこに

あるか。それで現在の審査会の組織で

つてこういうふうに変えるということ

については、何かよく／＼の理由がな

くちやならん、こう思うのです。そ

れで審査の請求の案件は、これはここ

に配付の資料にあるようであります。

これも被保険者の利益について實際重

大であります。重大であります。それ

ども、全体の保険の給付関係の一切の

件数の、これは何%か知りませんけれ

ども、この種のことだけで保険制度の

重要な部分に思ひ切つたという制度

の入れ替えをする、改革をするとい

うことについては、何か重大な、ただ能

率のためには、何かに重大な理由

がなくてはならん、こう思うので

す。繰返して私は申し上げたいと思ひ

ますが、その点はどうかでありまし

うか、御答弁を頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答

えを申し上げます。前にも申しました通

り、現在の制度によりましては、結局

能率の問題に帰するのでございする

が、私も長年この問題の實際上の事

務を担当いたしておるのでございま

す。特に最近ここ一、二年、不服申立

の件数は随分と参りまして、実はこの

表に現われておりますように、社会

保険審査会を開いておられます回数

が増えておるもので、御指摘を受けて

おるものであります。併し、併し、併し

の事務担当者も殆んど連日のごとく審

査会委員のかた／＼の御都合を伺いま

して、その御都合の合つた日に開催を

するといふような、実は随分と非常な努

力が要るのでございします。而も現実に

昨今の頃以來被保険者の不服申立の

裁決が丁度一年くらいも延びるような

傾向になつてしまひまして、随分現在

の審査会委員のかた／＼にも御無理を

お願いしてやつておるのでございま

す。

○政府委員(久下勝次君) 現在の審査

会法によりますと、審査会の構成は

十八名でございします。

○山下義信君 六名ずつですね。何人

出れば開会できるのですか。

○政府委員(久下勝次君) それで法律

の規定によりますと、各保険ごとに

労使申立の委員が少くとも一名は出な

ければならぬということになつてお

ります。従ひまして而も審査の件数

が、審査は受付順に処理をいたしてお

ります関係上、結局毎回の審査会は

九名が定足数ということになつてお

ります。

○山下義信君 各六名ずつのグループ

で十八名、そうすると開会のできる定

足数は、各グループから三名ずつです

か、三名ずつ出るといふことなんです

ね。それで第一回の審査会の開会の通

的な會議のルールは何であらうと、一週定足数に満たなければ、その次には催告をする、催告をしてみろという、今度は、二度目はもう出席しなくてもやりませうということ、大概この會議でも一応実は共通的なルールになつておるのです。ですから改めようとなれば、定足数がなくて、第一回は流会になつた、二回目は催告してみても、もう今のような所定の委員は集まらなくてもやりませうという制度になつて来れば、ぐんぐんできるのです。ですからたまたま率が悪かからというとなれば、現行の折角の各グループが出てやるという事は、実にこれはよくできた制度であつて、私も感心するのです。これは諸外国に例がありますから、今のように各種の利益代表者が出て今の審査会を作つていゝという民主的な事例ですね。私は恐らくないじやろうと思つてゐるが、当時の起草者がどこを勉強して取つたか知らんが、私はよくできてゐると思つてゐる。併し、これは出ない者はいかんです。率直に言つて、出席率の悪いのは、誰が悪いといふことは、これはやかましく言わなければならん。これは出席率の悪いのは、黙つてゐるわけに参りません。悪いのは悪い、けれども、制度そのものは悪いとは思わんのです。出席しない者が悪いのであつて、制度そのものが悪いのじやない、出席の悪い者がある、次から次へ出席が悪くなるから、出席が悪くても進行のできるように、普通の會議は催告をすれば定足数がなくてもやれるようになつておりますから。諸外国にありませう。事例は。

○政府委員(久下勝次君) お手許にお

配り申上げております資料の最後のほうに、御参考に、非常に細かいこととてございますが、イギリスとアメリカの例を私のほうで調べましてお配りしてございます。これは、実は両方とも今度私どもは改正しようというふうなことになつておりました、どうもほかの国も調べておりましたので、大要申訳ございませうけれども……。

○山下義信君 私調べていなくて、教えて頂こうと思つて伺つたのです。現在のような日本の保険制度が取入れている民主的なもの、この協議会、審査会といつたような制度は、私は事例が稀だと思つてゐる。今度あなたの方で出そうとする審査官制度ですね。これが対外資料に基いてゐるうちに、まあイギリスでもやつてゐる。イギリスのことは私は行つて見ん。アメリカはちよつと行つて実物を見ました。中山政務次官はよく御承知なものでしようが、こういう制度は、これは向うさんの制度でしよう。折角い今の日本の独自の保険制度の民主的運営、これも社会保障制度審議会がやかましく言つてゐるこの制度の民主化は、保険者も府県に渡せと言つてゐるくらいですからねえ。将来の社会保障制度は、どうしても民主化して行かなければならんといふことを基本的に勧告を出されてゐるんです。今までの民主的な審査会をやめて、アメリカ、イギリス流の保険審査官、つまり官吏制度、いわば官吏制度といふものにして行くといふ。ですから、ただ能率の上というだけでは私は納得できないのです。何かこういう大きな制度の、

保険制度に大きな改革をするということとならば、何か全体的の上にしつかりとした、こうして変えて行くといふことの上に、しつかりした理論といふか、考え方といふものがなくちゃならんと私は思ふのです。それが、まあただ事件の処理の都合上、こう言われるのでありますから、これは納得ができません。それで提案理由にも書いてないのですから、ほかの理由はないらしい。今も別にほかの理由はないとおつしやるのですが、まあ伺ひませんが、この制度は、これは衆議院のほうでもやかましく言ひ、或いは同僚からも御質疑があつたかも知れませんが、これは全部の社会保障に及ぼす考えでしようか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもは、お尋ねの趣旨はどういう御趣旨か多少取違へるかも知れませんが、私どもの考え方としては、これは審査会といふものの一つの裁判に似た制度でございます。かようなことを考えておるのであります。現在の社会保障審議会でございますとか、或いは社会保険医療協議会でございますとか、すでに三者構成、或いは四者構成の機構をとつてやつてゐますが、この種のものにつまましては、こういう考え方を及ぼすという意思はございません。

○山下義信君 今の社会保障審議会とか、医療協議会とかいふものをやめるかという意味ではなくしてですね。この今の社会保障審査官の、何といひますか、審査事項を扱います。範圍は、健康保険と厚生年金と日雇健康とに限られてゐますね。それを他にも及ぼすかと聞いているのです。

り、他の保険は他省の所管にもなつておりますのと、それから、私も知りませんが、承知しておりますところでは、他の保険では異議申立が非常に現在のところ少のうございます。従いまして、それ／＼の省に現在の制度を變える意思はないように聞いております。私共はそれ以上に拡げるつもりはございません。

○山下義信君 これは制度の改正といふことになりまして、一つのもうやんと組織的な構想の下にやつてもらわんと、私は他に及ぼすがいいという意味で言つておるのではない。部分的なやり方をするとは嚴として今後は改めなければならん。保険の統合という方向へ大きな意味で向いて来て、組織の単一化といふことはどうしても図らなければならんことは輿論です。それだけの保険が独自の改正をその都度その都度区々にされてゐたならば、およそそれはもう逆コースであることは言うまでもないことでありまして、そういう原則から言へば、なか／＼重大なことをなす。それで、こういう改革をして行くんだと、この制度で行くんだと、それはこういう理由で、保険制度における理論的な根拠はこういうふうに行くんだといふことで、一つのこの制度の改革として行くといふのなら筋が通る。それはそれで又一方に審議をして行く価値がある。ただ事務の都合だと言われると、それは困るんです。而もです。ただこれが一つのあなたたの保険局における保険の事務を掌る上のだ単なる手続の改正の程度ならよろしいが、この社会保障審査官は、これは率直に言ひますが、厚生委員会はこれを非常に熱心に御審議

をなされておるが、これを全部の議員にこれを知らしだらびつくりしますよ。昨日まで給与の三本建てで貰ひておりましたが、これは給与の三本建て決して劣らない、匹敵するほどの大問題と言つて過言はしません。これはあなた、社会保障審査官は大臣格の役にもつて、これは大変なことでございます。よ。でありますから、わたしは、余り大きな声をしますと、与党のほうへ御迷惑をかけますから、内緒で言ひますが、これはあなた、或る意味においては、行政機構の改革ですよ。政府は行政整理をやる、行政縮小といふときに、大臣格の者を三人作るといふ案です。而も三人だけではなくして、その下に社会保障審査官に関するところの機構ができる。ですから、内閣委員が聞いたら直ぐ連合委員会をせいと云つて、これはもう内閣委員会が聞いたら黙つていないとわたしは思ふ。全部の議員が知つたら、いゝゆる親任官待遇、昔で言う親任官待遇の、特別職の大格を三人作るといふのです。これはもう近頃は、大変なこれは国会では大問題になる案件なんです。わたしや声は大ききうしませんがね。こつそり言ひますが、(笑)わたしはそれだけの改革をなさるに、ただ事務の都合しやとおつしやるのでは、ちよつとそれは余り理由が稀薄過ぎる。それは追及しません。なんかほかにあるでしよう、理由が。それじや、若しおつしやりにくいことならわたしはのうが伺ひますが、こういう社会保障審査官を……、牛丸君が出て来たからなんかあるだらうと思ふ。社会保障審査官を作るには、この法律ができたから、この社会保障審査官におなりになるかた

がきまつておるんでしよう。それなら理由がわたしはつきりするのですがね。どなたか、もうこの法律が通つたら、社会保険審査官の委員長になるとね。どういふかたちやんときまつておるといふことならそれは私お断立してあげなければならん。気の毒だから。それでこの法律を流すわけには行かん。(笑聲)そういうことを言う……。ただわたしは言いたいことは、人のために官を設けちやならん。そういうこともありますまいけれど、少し諍議を弄し過ぎましたが、人のために官を設けちやならん。これは湯山君も恐らく指摘なさつたのじやないかと思ひます。官僚の天降りの、これが何と言ひますか、率直に言へば厚生次官でもやめたら、まあ保険局長……、あなたのことじやありませんよ(笑聲)保険局長でもやめたらそれが保険審査官になるのだというようない行き場所のできるようなことではないか。ですから、私がこの点を念を押そうとすると、こういうことやらなくちやと実はここになつて来て、我々議員としてもそういう点は私は自分でも考えなければならんと思ひますが、この社会保険審査官の任用にはいさゝか資格が規定されておる。或いは社会保険制度によく通じた人とか、人格高潔だとか、或いはいさゝかな要件があるのです。併しながらこういうものは任命をしてはならないといふことは言うてないのです。二十二条によりますと、「人格が高潔であつて、社会保険に関する識見を有し、且つ、法律又は社会保険に関する学識経験」と、こうある。これはまあ国会で任命することになつておりますから、我々が注

意すればいいわけでありますが、こういう人は任命してはならんといふことはないのであります。ただまあ一般的に公権を停止されるような、民法でいうと制限してあるようなことは、こへこへ出して来てはありますけれども、二十四条、これは例えは官吏が職をやめて二カ年以内はこの職に就いてはならないといふこともないのです。それから又政党的ことは私としては言ひにくいけれども、又政党的関係云々といふこともないのであります。そういう点はどういふふうに考へておられましようか。

○政府委員(久下勝次君) 直接委員になれないといふことはございませぬが、二十四条を御覧を頂きますと、委員長になつた人が次のような事項に該当いたしますと、逆に罷免され得るという規定がございします。従ひまして、こういうことから、これに該当するよう人は任用の際に当然考慮されることと思ふのであります。それから更に第二十九条がございします。具体的に御引例のございしました「国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的政治活動をする」といふことが、具体的に左の行為をしてはならないといふ事項の中に上つておりますので、結局その関係から兼職ができないことになつております。

○山下義信君 特定行為の禁止で、任命のときの資格要件ではないわけでありませぬ。

折角次官が見えましたが、私は簡単に質問をするつもりで一点だけ伺つておるのでありますが、これは結局事務の進捗を図るためにこういう制度の

改革をしたのだと、私の質問はこれは非常に重大な、一つの保険制度の中にも重大な改革をやるのだが、ただ事務の都合だといふなら、現行の審査会の運用について、例えば定足数とか或いは又一回が流会になれば第二回は催促して、一人でも委員が出たらやるくらいのもので、事務の進捗ができるわけでありませぬ。

併しながらあつた三者のグループを集めて来る審査会をなしに、こういう何と言ひますか官僚的な、官吏的な審査官といふものを設けて、一つの最終……裁判所のような性格を持つた審査会を作らうといふことについては、非常な大所高所から保険制度の上に一つの新しい考え方を以て臨んだという理由がなくては私は納得ができなかつたといふことを実は聞いたのであります。それで折角高崎次官見えておられるので、その点一つ御説明下さるとありがたいと思ひます。

○説明員(宮崎本一君) 只今の山下先生の御質問にお答えいたしますが、私もそう深い理想を持つてやつたのではございませぬ、やはり審査官或いは審査委員の制度につきましては、従来の制度でやつてみたのでありますけれども、運用等にいろいろ工夫をしてみても、なかなか近頃審査の請求が非常に多くなつて参りましたのと、それから種類も広がつて参りました。それに今度新たに加つた社会保険等も殖えましたので、やはり常時これを専門としてこれに當るほうが速かに行われるのじやないか、そうしてそれがそういう審査を請求しておる人たちの気持ちにも早く合ひ得るような措置がとれるのじやないかという意味で

やつてみたのでございしますが、社会保険制度が仮りに本日に勧告のような線において実現するときは私の暫定措置として、そう考へてみたいといふような意味でございまして、現在の立場としては、試みにこれで一つやつて、そうして停滯している審査事務を処理できると思ひますのでやつてみたい、こういうこととございします。

三者構成の制度等についても、できるだけそれを探入れるといふような考へ方をこれに加えてみたのでございまして、この種の制度はそれだけで行つておりますのでありますが、社会保険の審査会或いは社会保険制度審査会等の御意見を考へまして、三者構成の採り得るものは採入れたといふようなこととやつてみたのでございまして、ほかの社会保険にもまだ例のない制度でございしますけれども、健康保険その他の保険が一番こういう件数が多くて、而も御承知のようにこれが中心になつてはいる現状でございします。私も、若し社会保険制度においてこれがいけない、或いはこれ以上の制度、或いは前の制度等がいけないことになれば、それも考えなければならんのではないかと、こういう意味でございします。山下先生のおつしやる深い、これでなければならんので、これが理想であるといふ意味で私は申上げるほどでございませぬ。

○山下義信君 当然そうだろうと思ひます。それはまあそういう考へ方は、あなたのほうとしてはまあ御尤もと思ひますが、それで私としては非常に大きなこれは改革なんで、相当しつかりした保険制度への理論的裏付けがど

うしてもなくちやならんと思つてそれを承わりたいと存じたのであります。が、まあ御事情のことは御尤もと思はれる点もある。ただ我々が、中山先輩もいらつしやるのであります。三年ほど前になりましたが、審査官制度についてあなたのほうで立派な翻訳物、非常な大部のものを配付して頂いて、我々も精読してもらつたことがある。ここに沿革が裏に一組の資料としてこ

ういふふうにつけてあるのであります。私もよく研究してはいないのであります。私よく研究してはいないのであります。この本法では極く概略の規定がしてあるだけでありますから、詳しいことはわからんけれども、向うの審査官がい

わゆる裁判官のごとく、こういうような高い能率で以てぐんぐんものを処理して行く、その一つの絶対的な条件としては、まあ言うまでもなく、非常にヒアリングの盛んなところである。そうしてそのヒアリングが非常に手輕に行われておる。そうしていま一つ重大なことは、そのヒアリングといふものが非常に価値が高く用いられておる。日本では近頃それを真似して進駐軍の示唆によつて、いろいろの法案をお互

いが作りますときには、いつも顧問といふことを申合せのようにつけるのであります。実際に日本の公聴会といひますか、顧問会といひますか、実にこれが手続き煩瑣で且つ又信憑性が薄い、用いない、これは真実性を述べるまあ民族の道義的な、そういうものの高低があるかないか知りませんが、向うあたりはもう嘘も言わん、受取りも取らんといふくらいですから、証人の証言をそのまま十分信憑性のあるものとしてとる習慣があるために、もろ

もろのそういうものに対して高い価値を認めて行く、従つて陪審制度なども発達すれば、日本はとも自分の都合のいいようなことを言うからなか／＼公述人の言うことをすぐ……、言うたらず／＼それをとるといふことはいけな

いかもわからんが、向うはヒヤリングがそういうような立て方になつておつて、非常にそれに審査官が耳を傾けて説明をとるから、いわゆる官僚独裁的にならずに、一方的に独善的にならずして公平な審査研究が、採決がなされるということになる。日本ではそういうような必然的なものが発達もしないし、期待もできないという場合に、審査官制度を設立すると、全くそれが一方的なものに、これも言わばこの法案に採入してあるが、一方的な独善的なものになる虞れが非常にありやしないかというところはあります。従つて私は利益関係者のそういう意見の陳述等について、どれだけアメリカ、イギリス式の審査官制度を採入れる、殊にアメリカに近いほうの制度を採入れることになるならば、そういう点に、当局は法律では極めて簡単至極であつて、我々としてはわかりにくい、そのやり方、運営等について相当の覚悟を持つておるかどうかといふことを伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(久下勝次君) 審査会の今後の運営の問題でございますので私からお答えを申し上げます。

実はお話のありました点につきましては、私もこの制度改正の際に非常に重きをおいて考えたつもりでございます。従来のこの審査会の事務運営につきましては、法律の制度が必ずしも十分でございまして、審査手続等

が裁判所の運営等に比較いたしますると、肝心の点がいまいになつてゐる点が多かつたのでございます。只今の保険のような問題があつたのでござい

ます。今回本法改正をいたしますにつきましては、審査手続の公正化ということにつきましては特に力を入れましては法務省方面に十分意見を聞きまして、只今も具体的にお話のございました、当事者本人の申立を十分聞いて審議をするというふうにいたしましたと思ひます。

○委員長(豊森芳夫君) 只今一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案の記名投票がございまして暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後零時五十六分開会

○委員長(豊森芳夫君) 委員会を開会いたします。

御質疑を願ひます。

○山下義信君 休憩前に、私はこの制度の立替えをするについての理由を承つたのでありますが、なお当局が、現在の審査会では能率が上がらないといふことをおつしやつて、そうして資料としていろいろ統計をお示しになつておられるのでありますが、実際は委員の出席率が悪いといふことだけではな

いのではないかと思ふのですが……、それで非常に事件の審査に手間がかかる、或いは事件の決定がなか／＼容易に拂らないといふこと、理由は、社会保険審査会の組織に欠点があるのじやなくして、どこかほかのところ、私は事件の処理が停滞する理由があるのじやないかと思ひますが、厚生省はどう

いう御所見でございましょうか。全く組織が悪いのだと、こういう、三者のグループから出ておるといふことについて、そこに欠点があるのだといふお考えでございましょうか。事件の処理の上において能率が上がらない理由は他にはないのでございましょうか、その点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 強いて他の理由と申しますれば、最近の状況で申しますと、審査の内容が複雑になつて来ておるといふことが言えると思ひます。いろいろ問題が出て参るのでございまして、給付に対する不服の申立ての大部分は、本年の評定如何というふうな、殊にこれが厚生年金保険の廃疾の認定時期に遡つて、その当時の評議の状況というふうな認定をいたしました。問題が最近の審査の内容の相当部分を占めておりますが、これが問題になりますと、非常に医学的な判定を要する事項が多いのでございまして、こういう問題につきましまして、当時の立会つたお医者さんの意見のみならず、或いはレントゲン写真等、いろいろ具体的な資料を整えなければならぬ。こういう案件が非常に殖えて参つております。言葉を換えて申しますと、点数が殖えたといふことのほかに、内容的に審査の内容が複雑になりつづつあるといふことが言えると思ひます。これらのことがやは

り審査の能率に影響が来ると思ふのであります。

○山下義信君 私もうだろうと思ふ。私も只今の局長の御答弁を予期しておつたのです。従つて事件の内容、審査すべき内容が複雑化しといふことは、結局こういう審査官制度にして

も同じことなんです。その状態は同じことなんです。それで、従つてその審査を要求いたします事件の内容が複雑化して参りましたことに対する処理の基準というか、処理方法というか、そういうことの大変細かいことを言うようですけれども、扱ひ方、決定方法というものが、これが私はどういうことになつておりますか。その事件の処理の上、能率を進める上について何らかの欠陥があるのじやないかといふことを思ふのです。事件の複雑性はもうこれは改めることはできない。ますます複雑化して来るでしょう、諸般の理由によりまして。従つてその処理の方法に、ただ機関を改革するといふよりは機関が変つても、例えば裁判官が判決を下すにはすべての法規に基いて、法律に基いて裁判を下すのですから、その法律の条文が極めてあいまい模稜たるものを刑法でも民法でも作つておいたんじや、如何に裁判所の構成を優秀にしてもそれは又すぐに判決するわけには行かぬ。裁判官は何年でも条文の研究をやらねばならぬのです。そういうことに対するいろいろな改革の手というものは打たれたのであるじやないか、どうでしょう。

○政府委員(久下勝次君) 多少各種の件によりまして事情を異にする点がございますが、大体の傾向を申し上げますといふと、事件の内容は純粋な法律の解釈運用の問題と、具体的事実認定の問題と、両方の噛み合はつたものといふふうに分けられるのでござい

ます。純粋な法律の解釈運用の面につきましては、実は審査のみでも従来相当多数の先例がございまして、又行政上の実例も出て参つておりますので、現

在の法律の純粋な解釈運用の面においては、最近の審査の傾向をみておりますと、それほど大きな問題はないと思つておりますが、それよりも問題は一つ一つ違つております事実認定をどうするか、先ず事実認定をいたしまして、その上に法律を適用して行くといふような審査内容は多いのでござい

ます。その問題につきましましては実は例規というものは殆んど作れないのでございまして、一件々々皆特殊性がござい

ます関係上。従いましてこれは実際の審理の私も審査に立会つてお聞きをしておるのでございまして、その経験によりまして、法律の解釈はきまつておつても、具体的に事実認定がどうなるかといふことで相当問題が多いのでございまして。そういうことでござい

ますので、実は私も似たしましては勿論氣をつけておりますし、又裁判のありました事例は一つ、裁判所で申してあります判例のような取扱いをいたしまして、そうして全国にもこれを通知もいたし、今私どもの事務処理の基幹ともいたしておるような次第であります。そういう事情でございまして、結局能率向上と申しましても事実が非常に複雑多岐でありまして、この審査の問題の一番むずかしい点であるかと考

へております。

○山下義信君 実は私はまあ現行法はなか／＼よくできておると考えておる一人です。この点に関する限りは。私は率直に尋ねますが、当局も率直にお答え願ひたい。この審査会が処理する保険の種類は言うまでもなく労働保

険、労働者を対象にしておる……。

で、被保険者の利益を代表する、つまり労働者の利益を代表する委員が当然その被保険者のためにこれはもういつかり働いてもらなければならぬ。それを望むがためにその代表者の委員として審査会を構成してあるのです。大いにそれをやつてもらわなければならぬ。その労働者を代表して、即ち被保険者の利益を代表する委員が出席が悪くちやいけぬ。ところが私は出席の問題として、若しそういうことがあるとすれば、出席をよければそれはいいのですから、若し被保険者の利益を代表するものが、今質疑応答をいたした最近の事件の複雑性、認定の誠に複雑な、或いはそれを適用する法規解釈の複雑性等々にも関連いたします。必要以上に被保険者の利益を強調する要求する。それがために審査会の議事が停滞して進まないのだといううなことがあります。

○政府委員(久下勝次君) 私どもは話のような事情が事実あることは認められておりますが、そのために必要以上に審査の停滞を来たしてあるというふうには理解しておらないのであります。

○山下義信君 そうするとその心配は私の憂慮でした。私はそれを詳しくデーターを存じませんから憂慮しておりましたが、私の憂慮は全く杞憂に終わりました。それならば大変現在の制度は結構なものであります。必要以上に利益代表者が余りにまあ無理な要求をする。審査会に出て決定に参加し決定権を持つていたために、必要以上にこの給付内容の利益主張をするということになる。それは余りないということでありますならば、それは大変結構なこと

とであると思う。そこでこの法案について私は伺いますが、今度は被保険者の利益を代表するものを今回の法案の改正の制度の上におきましてはどういうふうな重要視し、どういうふうなその立場を尊重するというお考えでしようか。この法案だけ見ると、単に意見を陳述させるというだけに過ぎないようですが、そういう程度では欧米の審査官制度に対応してみますと、向うの被保険者の利益代表者を重要視して、一段と見劣りがするような感があります。如何でございましょうか、どういふ扱い方になつておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 利益代表者は只今お話を意見を述べ、或いは意見書を提出します。先ずその前提をいたしまして、審査の申立てがありまして場合には、必ずその内容をこの申立てがありましてしたということをして利益代表の全員に御通知をいたします。それから審査は公開で行われることが原則でございますが、審査を行ないます際には必ずあらかじめその期日及び場所を改めて利益代表者にお伝えをいたしまして、そうして出て来られました利益代表者は今申上げました意見を申し述べ、或いは意見書を提出するほかに、第四十条に規定がございまして、当事者或いは参考人の出席を求めますとか、証人を喚問いたしますとか、或いは鑑定人に鑑定をさせるとか、或いは審査上必要な事項につきまして申立てをする権能が与えられておるのでございます。それからもう一つ、これは法律に現われておりませんが、大事な点でありますから申し加えておきたいと思ひますが、一昨日も申上

げたと思ひますが、衆議院の厚生委員会でも決まりました。附帯条件にも付いておりましたのであります。私どもは三人の審査委員会の任命の手続をとります前に、あらかじめ利益代表者の意見を聞きまして、その上で手続をする、こういうふうな約束をいたしておるのでございます。これは結局審査委員が実際に利益代表者にお立会いを願つて個々の事件を審査して参ります上と考へておりました。こういう点で結局結論的に申上げますれば、利益代表人というものは実質的には相当な影響力があり得ると考へておるのであります。

○山下義信君 今の前段の御答弁、ちよつと聞きとりにくかつたのであります。衆議院のほうの要望があるから云々とおつちやつたのですが、私に聞かされたのは、まあ衆議院の要望に副いまして、当局においてはこの三人の委員、委員長及び他の二名の委員、これを総理大臣が推薦して来るわけなんですけれども、その人選に当つては、十分被保険者の代表者が委員の一人になるように人選等については、まあ選考の場合には当局としても考慮する考へであるということ、こういう趣旨の御答弁のようになつたのであります。

○政府委員(久下勝次君) 私どももいたしましてはこういう約束をいたしたのでございます。これはこの法案を社会保険審議会に付議いたしまして御審議を願ひました際に、委員のかたへ、の要望がございまして、委員の任命については勞使双方の意見を聞くようにしてもらいたい、できればそれを法律

の中に書いてもらいたいというふうなお話がありました。これに對しましてその当時厚生省といたしまして意見を聞くことはいたしまして。ただこれは内閣総理大臣が任命いたしますのであります。私どもとしては實際問題としてはこれを、どういふ人を任命するかという前段の準備措置は厚生大臣が下すものであるという考へでありますので、厚生大臣が内閣総理大臣に人を推薦いたします場合に、あらかじめ勞使双方の意見を伺つてやるといふ約束をいたしたのでござい

ます。ところがこれが、同じようなことが衆議院厚生委員会の附帯決議にもなつておりますので申添えた次第でございます。

○山下義信君 私は勉強が未熟でありまして、衆議院の附帯条件を知らなかつたのであります。今初めて実は承わつた。審議会のほうの意見ももとより裏面では存知せんでしたし、私はちやんと質疑のところに、利益代表者を任命しなければならぬというところにちやんと自分でメモをしておりまして聞こうかと思つておつたのであります。実は利益代表者をこの法案の中に、まあ別な意味でもありますけれども、この関係者が意見の陳述等をする

ことができる、法律の上に現われておるのは結局そういうことでありますから、関連して聞いたのであります。今の委員の任命の点について選考の範囲とか、そういう点を考慮するのは当然のことでありまして、私どもも要望いたしたいと考へておつたのであります。私の質疑はこの程度にいたしておきまして、又あと必要がありますれば伺うかもわかりません。

○藤原道子君 只今の山下さんの御質疑の中に、同一ケースのものは、つまり一つの判例ですか、のようものができたら全国に示して、それを参考にしたいやうのだというふうなうに伺ひました。そうですか。

○政府委員(久下勝次君) お話の通りでございます。審査会の決定がありましてことは私どもの行政事務を拘束することになつておりますので、そういう意味で全国に流して、その決定のありました方針で今度は具体的問題の処理をするためにそういう措置をとつたのであります。

○藤原道子君 現在未処理件数が非常に激増して来て、その処理のために困るといふことが、まあこういうことになつて来たと思つたのです。こういう御答弁であつたと思つたのですが、結局これは運営の面で処理できるものもたくさんあると同時に、そういうことでやるならば、今後そういう判例ができて来れば、現在は困るけれども、もつと累積するかも知れないけれども、そういう判例ができて来れば、その後においては相当案に行くのじやなからうか、私はそう思ふのだけれども。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど山下先生の御質問にお答えをいたしました際に申上げた通りに、実は審査の内容と申すものの大半が純粋な法律の解釈運用だけの問題ではないのでございまして。むしろ具体的にはその人の病氣の状態はどうでありましたか、というふうな事実認定を先ずやらなければならぬ。それに法律の解釈をして当て嵌めて行くというふうな事件が多いのでございまして、結局その事案は殆んど大部分と言つてもいいくらいに、一

一つ一つ実は新しい問題になるのであります。で、実はその意味で判例を作つても簡単に行くというようなことは余り実は期待できない、純粹の法律解釈において、或る部分はこういう解釈をするのだというところは、これは審査会の決定でまゐりますし、又事実從來、たゞんぞそういう例はございまして、その点は余り問題はないのでござい

ますが、結局事実をどう認識し、それにどう事実を当て嵌めて行くかというところが問題になりますので、結局一つ一つが殆んど新しい事件と思つていいような状況であります。

○藤原道子君 私はこの点どうしても納得が行かないのです。まあそれはあとに残すとして、結局これを一つお伺いしてみたいのは、厚生省ではいろいろ審議会等々がたくさんございまして、これらの方針等はどうか、まゐる／＼ございまして、そういうものの方針というものを、どういうふうにご意見を受入れておられるか、どう評価しておられるか。

○政府委員(久下勝次君) 十分尊重しておるつもりでございます。

○藤原道子君 私もこの問題は私が主任でなくて、まあ湯山さんが主としてお伺いするということで不勉強なでございまして、まゐる／＼な資料を見ますと、社会保障制度審議会も、厚生大臣の諮問機関の社会保険審議会も、あれは労働側でも事業主側でも、それから医師会等においても相当反対の声が強いように聞いておるの

で、そうするとこれを本場に支持しておるといふのはどこなのですか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもはお話のように理解していいのでござい

ますが、この制度を法律に基き、社会保険審議会に正式に諮問をいたしまして、それに対する答申が本年の二月の十八日にあつたのであります。それによりまゐると、結論だけ申し上げますと、本法案の趣旨はこれを了承するといふふうになつておりまして、若干の公益員の人選についてどうか、公益員の人選をもつと煩やせといふことはございまして、全般的には社会保険審議会が賛成をしておるのでござ

います。それから社会保険制度審議会におきましては本審議会が勧告した趣旨、特に三者構成の趣旨に添わない点があると思つて、慎重に考慮せられたといふ表現になつておりまして、私はこの表現は反対の意思表示であると思つておらないのでござい

ます。確かに私もこの社会保険審議会の際に、労働組合のかた／＼も入つておられて、そのときにはこの答申にありまゝ、私は御賛成を願つた、事実起立をして頂いておりましたので御賛成を願つたものと考へておつた、ところがその後御意見がござい

まして、労働組合方面に反対の御意見があることを承知いたしてござい

ますが、今日私どもとして事業主がこれに反対してあるというところは一度も聞いたことはないのではありません。医師会の意見もそういうことは聞いておりませ

ん。

○湯山勇君 私この間大分原則的な問題をお聞きしたのですが、今のと関連いたしまして、社会保障制度審議会の

答申、三者構成については十分考慮してくれといふことは、考慮するといふことはそういうふうなことを入れよといふことなので、これは言葉の常識から言つても、大蔵大臣が公務員の期末手当を〇・二五増やすことについては篤と考慮いたしますといふことから出たのであります。考慮せよといふことは三者構成にするように考慮せよといふことなので、今局長のおつしやつたのは非常に私は納得行かぬのでござい

ますが、これはそう解釈できるのでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 本法案が社会保険制度審議会が審議された際に私は説明者としていろいろ御説明を申し上げたものでございまして、一応は会議の空気を承知をいたしておるつもりでございまして、私の受けております印象では、確かに三者構成といふことを社会保険制度審議会が第一次勧告で言つておりますので、その関係があるのだから表現になつておりますけれども、だからと言つてこの案を作ることに反対であるという意思表示ではないと理解しておるのでござい

ます。

○藤原道子君 今の考慮されたいといふ意味は、我々は三者構成を入れろといふふうには理解しているのですが、あなたのほうではこの答申案をあなたの意見に賛成したものと了解しておいでになるのかといふところに食い違いがあるのです、この考慮して欲しいといふ考え方についてあなたは賛成とお考えになつておられるのですか、それとも考慮された結果はどういうふうにお考へてございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 余り細部の

点です。から申し上げなかつたのでござい

ますが、この法案を社会保険制度審議会に付議いたしましたのは、解散国会の前でございまして、その際、そのときに、そういう今私が読み上げましたような表現になつておるのであります。そこで、三者構成でなければならぬといふことであれば、この法案には反対であるといふ結論になるべきものと私は理解をいたしておるのでござい

ます。それが慎重考慮されたいといふこととありますので、三者構成の精神ができるだけこの中に入るように考えるといふふうな趣旨に理解をいたし、その後は解散後の国会に再び殆んど原案に近いものを出しておりますけれども、特に利益代表者の権能につきましても、当初の原案にございまして、これは当初の原案にございまして、これは第四十条でございまして、当初の法案には当事者の申立というところがなかつたのであります。利益代表者も、当事者、参考人の出頭を求めるとか、証人を喚問するといふような、審理上必要な事項を要求する権能を与えられるように考へたわけでありまして、こういうことによりまして、少しでも利益代表者の権能を増し、そうすることによつて実態的に三者構成の実が上がるように考へたつもりであります。

○藤原道子君 それではこの程度のことをここへお入れになつたことが、三者構成の原則を乱さないでやつて行くといふ趣旨になるものとお考へてし

うか。

○政府委員(久下勝次君) まあその辺になります。非常にデリケートになるのでございまして、私どもとしては、

先ほどもつと申し上げておりますように、この制度の改正を企図いたしました根本的な考え方は繰々申上げておる通りでございまして、その考え方に基き、できるだけ従来あつた三者構成と申し

ますと、具体的に申せば労使双方の代表者の意見がこの審議裁決の中に十分反映するようにすることが、できるだけ考へられればよいといふふうに理解をいたしました。そういうふうな理解をして四十条の規定の改正、改正と申すと言弊がございまして、一部修正をいたしましたのも、そういう考へ方に基いたものであります。

○藤原道子君 それではどういふようでありましても、この制度をどう変えようとする根本的な考へ方はどこにあるのですか。未処理件数が殖えるから、これを処理するところに重点をおいておられるのでござい

ますか。問題の根本はどこにあるのでござい

ますか。

○政府委員(久下勝次君) これは結局実体はおつしやる通りでござい

ますが、未処理件数が増すといふことは、結局被保険者が不服があつて申立てをしておられるわけですから、これにつきましては、本来行政機関を通じて行政機構の内部においてこれを簡易迅速に処理しようといふのがこの審査制度でござい

ます。この簡易迅速なるこの目的を、今日においては殆んど失つておるやうな実情でありまして、被保険者からは随分たくさん不平が出ておるのであります。私どもとしては当然この法律の、関係法律の施行の責任を持つております以上、こういうことでありまして、大変被保険者に申訳ないと思つて、一刻も早くこの公正な判断をして

点です。から申し上げなかつたのでござい

ますが、この法案を社会保険制度審議会に付議いたしましたのは、解散国会の前でございまして、その際、そのときに、そういう今私が読み上げましたような表現になつておるのであります。そこで、三者構成でなければならぬといふことであれば、この法案には反対であるといふ結論になるべきものと私は理解をいたしておるのでござい

ます。それが慎重考慮されたいといふこととありますので、三者構成の精神ができるだけこの中に入るように考えるといふふうな趣旨に理解をいたし、その後は解散後の国会に再び殆んど原案に近いものを出しておりますけれども、特に利益代表者の権能につきましても、当初の原案にございまして、これは当初の原案にございまして、これは第四十条でございまして、当初の法案には当事者の申立というところがなかつたのであります。利益代表者も、当事者、参考人の出頭を求めるとか、証人を喚問するといふような、審理上必要な事項を要求する権能を与えられるように考へたわけでありまして、こういうことによりまして、少しでも利益代表者の権能を増し、そうすることによつて実態的に三者構成の実が上がるように考へたつもりであります。

○藤原道子君 それではこの程度のことをここへお入れになつたことが、三者構成の原則を乱さないでやつて行くといふ趣旨になるものとお考へてし

うか。

○政府委員(久下勝次君) まあその辺になります。非常にデリケートになるのでございまして、私どもとしては、

先ほどもつと申し上げておりますように、この制度の改正を企図いたしました根本的な考え方は繰々申上げておる通りでございまして、その考え方に基き、できるだけ従来あつた三者構成と申し

ますと、具体的に申せば労使双方の代表者の意見がこの審議裁決の中に十分反映するようにすることが、できるだけ考へられればよいといふふうに理解をいたしました。そういうふうな理解をして四十条の規定の改正、改正と申すと言弊がございまして、一部修正をいたしましたのも、そういう考へ方に基いたものであります。

差上げまして、被保険者のかた／＼に安心をして頂くというのがこの案を作り出した根本の考え方でありました。

○藤原道子君 どうも私おかしいのです。その被保険者にも安心して頂くという考えからお取上げになつたこの本案に対して、その人たちが反対しておるのです。そこに問題がある。この頃どうもお扱いが民主化ということに反対の方向に行きつづける。民主化というよりもむしろ官僚的な言ひますか、機構へ変つて行くという傾向が非常に露骨に現れてゐるのです。又一面において民主化ということとは非常に手間がかかり、非常に面倒臭い、こういう意味はあるけれども、それをどこまでもやつて行つてこそ、民意がそこに反映されることになる。それを面倒臭だ、厄介だということから民主主義態勢を崩して行くということに対しては、非常に恐ろしいものがそこにあると思う。先ほど山下委員の御質問にもこの未処理件数が溜つていて、今のやり方ではどうも工合が悪いというならば、それをどうしたらよいのか、どうしたらうまく行くかといつて少くもそれに對しての工夫のあとというものが、どうも今までお伺ひしたところでは現れてないのです。それを一挙にこういう方向へ持つて来られたというところは、私はどうも納得しがたいものが多々あるのですが、それは何とか現行法で一度なり二度なり三度なりやつて見ても、なお思うように行かないというやうなときの考え方であつて、一挙にこういう方向へ持つて行かれるということは非常に官僚的なやり方であつて、我々は納得ができないのでありますが、重ねてお伺ひいたします。

すが、山下委員にお答えになつたように、今まではそういう方向に對しての御努力というのは何らなされていなかつたと理解してよろしいですか。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど申し上げましたように、私も私としては現行の制度の下におきまして、この現行の制度で被保険者の申立てを一日でも早く処理して差上げたという気持ちで十分努力をいたしたつもりでありまして、ただ遺憾ながら非常勤の、他に本務を持たれる委員のかた／＼にお願いしておる関係上、なか／＼御都合が合わないというやうなことが多々ございまして、結果において今日のような事態に立至つたわけでありまして。そういうやうな事情でございまして、私どもとしてはこの制度をどうすべきかということについては随分前から考へて参つておるつもりであります。結局到達いたしましたのが、この法案に現れてゐる考え方でございます。併しこれは全然その三人だけの委員で勝手にきめてしまふというのではなくて、十分労使双方の代表のかた／＼の意見を聞いて、その上で決定をするという建前でありまして、私は實質的には従来の三者構成の行き方と殆んど変わりのないやうな運用ができるかと考へておるのであります。

○藤原道子君 おかしいんです。我國の議員も参考人に聞いたり、いろいろ公聴会開いたりしてゐるのです。だけれども、議決権というものは議員しかありません。だから幾ら多くの人の意見を聞きましようとも、決断いたしまするのはここに出席されまふところの三人より権限はないのであります。それで三者構成を取入れたということには納得できない。それに対してはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(久下勝次君) まあそういう言い方をされますと、結局堂々巡りのやうな議論になつてしまふのでございまして、三者構成にして労使双方の代表のかた／＼、中立のかた／＼に今までと同じやうに決定権を与えたやり方をして行くということになりますと、現状と変わらぬやうなことになるので、そこでその意味では現状を変えながら而も實質的に利益代表者が、当然表面はいろいろ／＼考へ方はございまいしやうけれども、とにかく私どもも考へ方は一緒になつて利益代表者においでを願つて審理を進めて行くというやうなことでございまして、そういう實質的な意味において私は申上げてゐるのであります。

○藤原道子君 ということになると、あなたのお考えをずっと伺つておられます。どうも労働者や事業者の利益というよりも、この方向で行くならば保険財政からのみ処理される傾向になるのではないかとこの心配が生れて来るのでございまして。

○政府委員(久下勝次君) これは法文の中にも明白に規定しておりますやうに、地方の審査官や又中央の審査委員もそれ／＼独立してその職権を行うというやうなことでございまして。私も行政庁の者が何らこれに對して指図をする権能はございせん。これは裁判官と同様に独立して独自の立場で審査決定をいたすことに相成つておりますので、財政上の考慮というやうなことは恐らく審査の内容には入り得ないと考へます。

○藤原道子君 その点は又あと廻しといたしまして、ここに又一つお伺ひいたしたいと思ひますのは、第二十七条ですが、「審査会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決することができない。」それから二項におきまして「審査会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決する。」というふうになつておるのでございまして、これは一人以上ということは、これはどういう意味なんですか。二人ということですか。

○政府委員(久下勝次君) 一人以上と言ひます場合には、従来の法律の慣例的な扱い方から一人を含んでおります。

○藤原道子君 それなら一人と解釈してよろしいのですか。

○政府委員(久下勝次君) 委員が二人を言つておるのでございまして。従いまして委員長と委員が一人出ればできる、こういうことでございまして。

○藤原道子君 そうすると、委員長とその一人の委員とが意見が一致しない、どこまでも並行的に一致しないというやうな場合には、それは委員長の権限で決せられるというやうなことになるのですか。過半数という言葉が入つてゐるのですか。

○政府委員(久下勝次君) これは委員長一人と委員が一人出て、二人の意見が合いません場合は、第二項によつて過半数になりませんので決定ができません。もう一人委員が出て全員が出ますれば三人でありますから、そのやうに過半数はあり得ると思ひますが、それでも三人の意見がまち／＼だということとはあり得ると思ひます。これは結局審査会が何回でも合議を続けることによつて何らか歸一することを求めるのが當然でございまいしやうと思ひます。

○高野一夫君 私はこれについて私として最初にして最後の質問をたつた一つだけ申し上げたいと思ひます、私、席を外しておつたので、すでに御質問があつて御答弁があつたかも知れませんが、それであつたらば御勘弁願ひたいと思ひますが、この法律を通さなければ厚生省の仕事に非常な支障を來たす、例えば今度日雇労働者或いはそのほかいろいろ／＼な社会保険関係の法律も改正通過させました、そういうのを通過させたところで、これがなければやはり死文に終つてしまふ。ただの支障とか不便とかいうことでなくして、これがなければ仕事ができなくなるといふやうな点がございまいしやうか。それだけ一つ。

○政府委員(久下勝次君) その点は私も憂慮いたしておるのでございまして、日雇労働者健康保険法もすでに御可決を頂いたのでございまして、この日雇労働者健康保険法の第六章第三十九條及び第四十條にそれ／＼保険給付の処分に関する者或いは保険料その他のこの法律の規定による徴収金に関する決定その他の処分に関する事項の審査を請求することができるとなつておりました、挙げてこの審査不服の申立ての手続は只今御審議を頂いておられますこの法律の中に規定してあるわけでございます。従いまして日雇労働者健康保険法がすでに決定になり、近く公布されるだらうと思ひますが、この不服の申立ての手続が挙げてこの法律に規定しております関係上、この法

律が出まさんと日雇労働者健康保険の不服の申立てが實際問題として行えない結果になろうと思ひます。

○高野一夫君 もう一つだけ関連してお伺いします。そうすれば日雇労働者健康保険を我々通してしまつたわけですが、私もその点は多少うかつかりしておつたけれども、これを通さなければ日雇労働者の仕事ができないというところにすれば、日雇労働者の審議と関連してこれを通さなければ、向うのほうの仕事ができないということならば、これはちよつと又私は考えなければならぬ点が出て来る。

○藤原道子君 いや違ふ。

○高野一夫君 考えなければならぬ点が出て来ると思ふというのは、これを通さなければ、この法が死文に終つてしまふ。死文に終つてしまつたんではどうもそれは却つて折角通した日雇労働者に対する福祉の仕事ができないということになるならば、これは或る程度不満な点が多少あつても、どうしてもこれはやはり通さなければならぬというところになる。

○藤原道子君 不満な点があつても、不満な点があつてもというので、私も今まで或る程度まで譲つて来たのです。ところがこんな問題があつて、民主主義の今日納得のできない法案なんです。ところがこれが出なければ日雇労働者の健康保険の運営ができないというけれども、日雇労働者の給付の開始は来年の一月の十八日ですか、一月の何日かだと思ひますが、そういうことになれば今これを通さなければ、日雇労働者のあれが行われないということとは私は理解できないのですけれども、その点はどうか。たしか来年

の一月の十八日だと私は記憶してゐるのです。

○高野一夫君 それじや関連して、私も別な立場から申します。ところで一月の十八日から日雇労働者の法令を實施するということになつた場合に、この国会でなければ、次の国会で審議を始めたのではやはり間に合わないというところになることだけは事實ですね、どうですか。

○政府委員(久下勝次君) 日雇労働者の健康保険法は今年十一月一日から施行いたします。その關係がございまして、とにかく法律上一方において不服の申立てができるという規定だけを置きまして、それに関する何らごにどうして不服の申立てをしただけといふ手續がないことは、これは法律の制度として私どもは欠陥がある。私も実は日雇労働者を通して頂きまして、同時にこれも通るといふことで期待をいたしておる次第でございます。

○湯山勇君 局長は実に詭弁を弄して、何だか私悪言を言ひます。遠慮なく言ひますが、ちよつとベテンにかけるような言ひ方をしておる。これは一月十五日から給付開始になりまして、異議申立ての期間は二カ月間の猶予期間があるのです。而もその間には臨時国会も考へられておりますし、通常国会だつて十二月上旬には必ず開かれる。給付が始まつて最初の異議申立て、どうしてもござい／＼にやらなくちやならないということなら、それはぎり／＼極端に言えば三月になつて店開きをして決して間に合わないといふのではないのです。にもかかわらず、一方を通したんだからこれも通してもらわなければならぬということ

では甚だ怪しからんと思ふのですが、局長どうですか。

○政府委員(久下勝次君) 私が申し上げましたのは、法律の制度として不服申立ての規定がありますれば、当然それに附随して申立ての時期でありますとか、或いは申立てをする機関でありますとか、これを採決する機関と言ひます。そのものが規定されなければならぬと思ふのでございまして。で、実は日雇労働者健康保険法のほうでも、先ほど申し上げたように、不服の申立てができるという規定だけを置きまして、この審査会法の中に規定を設けております。なお現在の健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法の場合は、それ／＼本法の中に不服申立てができるという規定のほかに、審査申立てに関する諸規定がございまして。このほうは法律の附則によつてそれをそれぞれ改めまして、この法律の中に取入れるようにいたしておるのであります。私はそういう意味におきまして、法律の制度としてこういうものが出ます以上は、同時に不服申立てに関する諸手續等の法律事項は規定をいたしておくべきものであるという考え方で申上げたのでございまして。

○湯山勇君 だから私は怪しからんと申しておるで、高野さんがお聞きになつたのは、實際の取扱ひ上困ることではないかということをお聞きになつたのです。何も法律の建前がどうかとかいうことじやなくて、實際困るかどうかというのを端的にお聞きになつたのに対して、今初は困るといふように言われて、そしてまあ今のようになら上げて行けば、今度はこれは建前上困るんだというようなことは、非常に

局長のこれに対する誠意を疑わざるを得ないのです。私は高野さんに対する答へは、困らないんだと、實際はこうこゝろから聞かないと、こういうふうにお答へになるのが当然であるかと思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(久下勝次君) これができるという困るのではないかというお話を、実は法律上の問題を申し上げたのであります。これは先ほどからよくどくどく／＼繰返して申上げておりますように、審査の申立ては次々々々殖えております。これが私どもの見通しでは、現在の制度をこのまま續けて行くのであります。まず／＼まあ遅れる可能性が多いと考えますので、その点も含めて申上げたわけでありまして。

○湯山勇君 まず／＼今度脱線したので、高野さんは日雇労働者が通つたようになつたために、實際上困るのではないかと、そうでしょう、お尋ねになつたのは。

○高野一夫君 いろ／＼な社会保険を通過したから、これがないと仕事ができないというところになれば、まずまず我々は責任を感じるようになるから、これだけはどうしても通して頂きたいと、こういうふうにならなければならぬ。率直に申上げて、どうもと思つてゐるのだけれども。

○藤原道子君 私は齒に絹を着せてお上手な質問をしていただけたのはわからなと思ふのです。結局私たちが迂闊でございまして、この法律の重要性を考へますとき、及ばず面は大いのです。殆んど全労働者に影響して来る。船員の方からも我々のところに陳情が来ておる。それと同時に、先ほど山

下委員が申されましたように、大臣級の入を三人も設置するという大きな問題なんです。そういうことになる、これは関係委員会とも合同審査をして、事態はもつと重大に慎重に選ばなければならぬ法案だと思ふのです。殊に今日だか昨日だかの新聞にも出ておりましたけれども、この頃官僚の糞捨山と申しましたようか、官吏が退官した後に入るべき場所を作るような傾向があらゆる方面に現れておるのです。一体これではいいのでしようか。結局私は道義の高揚を幾ら今の政府が叫んだといひましたも、このようない方のことをして、片方におきましては、あの僅かな予算の中からからでさえ、六百五十万の中からも削減されておるのです。労働者のストライキは禁止してあるのです。こうしておいて、一方においては困るから、やればやれることがあるのです。つまり今の制度を何とか改めて、何とか運用の面でも考慮を払われて、なお且やつて行けないという例が出るなら、我々も納得するのです。併し、今の制度が思ひ／＼行かないで、これは責任を追及すれば、出て来るのですけれども、未処理件数が溜つて来たからこういう法律を作るのだということでは、我々は納得できないのです。それでも、どうしてもこれでなければやつて行けない、あなたがどう思ふとも、どういふ批判を受けようとも、官吏がやめて退官した後の場所を作るためと言つても仕方がないような、本法案を作らなければこの仕事はどうしてもやつて行けないと断言できるの

でしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもは官吏のための場所を作らんがために、かようなものを設けたわけではございません。要するに、繰々申上げておきますように、私どもが現在の段階におきましていろいろ検討いたしました結果、このようなり方で行かなければ結局未処理件数を捌き、更に今後増えて参ります不服申立てを捌いて行くことができないと考えております。

○湯山勇君 昨一日の質問のときに、根本的な問題についてお聞きしたのでありますが、それに対して具体的な方法があればそれを言えというような御原委員からの御要求もありまして、それではそれを申上げようというようなどきになつておりましたときに散会になりましたので、今日はその具体的な問題を中心にして御質問申上げたいと思ひます。

私があの日に具体的な問題に入れたかつたのは、三者構成という原則を第一義的に考えるか、第二義的に考えるかどうかということについて明確な答弁を得たいと思つてあちらこちらからお聞きしたのですけれども、結局得られなかつた。併し、本日参考人として御出席の次官から、今やつておる方法はどうもやはり能率が上がらないから、まあいいか悪いかわからないけれども、今これがいと思つたら一応これをやつてみる、悪かつたら又変える、こういう御答弁がありましたので、それでは基本的方法で処理できないことは、若し現行の方法で処理できないような方法があれば必ずしも変えなくてもいい、こういう御見解を持つていらつしやるのかどうか、それを先

ずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(宮崎太一君) 現在の制度につきましましては、実は私が保険局長のときに始めた制度でありまして、これはいろいろな事情があつて、初の間はなかなか利用はなかつたのであります。が、盛んに審査官制度を作つて被保険者に呼びかけまして、いろいろ始めたのであります。だん／＼だん／＼異議の申立てが多くなつて来まして、社会保険の民主化の上において非常にその点が進んで参つたのであります。

ところが先ほど申上げましたように件数が殖えて、未処理件数が又同時に殖えて参りまして、現在のやり方ではどうもこれが迅速に行かないというところになりましたので、これをどう工夫するかというやうなことに参つていろいろ保険局でも考えました結果、今提案申上げておるこの制度でやつたら早急の確に行くんじやないか、こういう結論に達しましたので、これをやつたのでございまして、私どもといたしましては、これが現在においてこの状態を改善する唯一の方法ではないかと思つておるのであります。

○湯山勇君 ですからお聞きしておるのですが、今政府のほうでは唯一の方法ではないかと思つて御提案になつておる。これは政府だけの見解なんです。ところがそれよりもつといひ方法があればこの方法は採用しなくてもいいかどうか、そのことをお答え願ひたい。

○説明員(宮崎太一君) 私どもとしてはもうこれを国会に御提出申上げ、これが今日の状態を改善する唯一の方法であると申上げておるのでございまして、ほかにいい方法が国会であるとい

うことでございすれば、私どもは国会の御決定に従うわけであります。

○湯山勇君 国会であるとかいうやうなことじやなくて、御自分でも再検討されて、成るほどやうな方法もつと簡単にできるというやうな方法があればそれを御採用になるかどうか。今局長がおつしやつたのは結局これに確信があるというわけじやなくて、先ほどか

の御答弁は確信があるのではなから、現在やつておるのではどうもまずいから、一応こういうのでやつてみて、悪ければ又変えてもいいという御答弁が先ほどあつたわけですね。だからこれは思考錯誤のやうな形なんです。これでいいからこれで行つてみる、又こうやつてみる。別にこれに對して確信があるにやないか、これはな

いようなので、検討の結果これならば現在よりも遙かに能率が上がるという方法があれば、国会がどうこうじやなくて、事務処理の面において、事務担当の責任者として、それを採用して代える意思があるのかないのか、それをお聞きしておるわけです。

○説明員(宮崎太一君) 私が先ほど山下先生にお答えしたのは、これは私の理想としてやつたのかという御質問でございまして、理想という意味ではない、社会保障制度審議会の勧告を全面的に取入れる際におきましては、この審査制度というものが一つの大きな問題である。それまでの暫定措置としてこの行くのが我々はいといふこととてやつておるものであつて、これが非常に理想的なものであつて、これだけければならぬというやうな意味で申上げておるのではないといふことを申上げたのでございまして、その点はさう

いうつもりなのでございしますが、それで今先生からのお尋ねは、何かこれに代わるやうな方法があつたら事務的に賛成するか、というお尋ねでございします。私どもとしましてはこれが最良の方法であるといふことで国会にお出し方を申上げたのであつて、今そういう考

えを、それに代わるべき最良の方法というものは私どもにはないのでございしますのでそれを申上げた次第でございします。

○湯山勇君 失礼な申分ですけれども、私はそれを今からお教えしようと思つて、それについていろいろと御意見を答弁の形で御意見を述べ願つて、その方法がいい、それが簡単だといふことになればそれを御採用になるかどうか。

○説明員(宮崎太一君) 私は先ほど来申上げておる通り、国会に御提出申上げ、国会の御決定を願つたのでございします。私としてはそれ以外には申上げることはいたしかねるのであります。

○湯山勇君 これは、それではさういふふうに解釈願つて質問したいと思ふのです。前後結局三者構成にするかしないかといふことで、原則的な質問のときに、とにかく具体的な、こうすればいいというのがあれば出してみよといふ御意見が委員会では出たので、その出ましたことは、即ち国会の意思がさういふところにある、さう私は解釈してお尋ね申上げたと思ひます。

結局この法案の意図するところのものは、常任を置くといふところに特色があると思ふのです。それから人数を少くするといふところにあると思ひます。それ以外には何らこの考慮されたところはないと言つてもいい。事務処理の面から言へば、さういふことのた

められていいという事は私どもは言えないと思うのであります。そこで現在やつておりますように、各種保険ごとに労使、中立の三者から二名ずつお願いをし、少くも最小限度そのうちの一人のかたは各立場からおいでを願うというのが本法の規定になつておるのではありませんが、これは私は、三者構成という理念を最終的に取り上げます以上は、これはやはり崩せないと思ひまして、この辺は結局御意見が違つたという結果になりますけれども、そういうことを考えながら私もいろいろ申上げたように、実質的に三者構成の目的を、効果が制度の上に現われるように考へて行くというのが狙いでございます。

○湯山勇君 私に申上げたのは、十八人の中で三人出ればいいというのは、三者構成の委員三人を意味しているの、三人というところが三者構成を崩すという事ではないのです。現在の、端的に申上げますが、つまり三人というのは労使中立の三人です。各保険種目について労使中立の三人が揃えば、これは九人揃えるというは大変ですけれども、三人でしたら相互に連絡をとつて、何日かよろしくございませうかという事を一々聞いて行つて、その三人が一つの、例えば健康保険なら健康保険について労使中立が三人揃つたときに三人だけで開きます。そういうふうにして行けば結局今まで月一回というの、一回ずつ出で頂ければ月六回開けるわけです。こうすれば、現在の少くとも処理能力は六倍になつて行く。而も局長は先ほど到着順ということを申されましたけれども、これにも問題があると思ふのです。勿論到着

順は必要ですけれども、それを今度は対象別にして行きます。そうして対象別にした中で、更にこれを、勿論対象別にした中は到着順ですけれども、できるだけ類形のものを集めて行くというふうなふうにして行けば、私はただ単に専任のものを置かなくちやならないというふうな事だけでもつて解決しなくても解決の途はあると思ふ。更にここで申上げたことは、そうすれば月一回しかやらないとか、まあ月二回しかできないという事は、私はこれも前に衣を着せないで申上げますけれども、事務当局の怠慢だと思ふのです。若し事務当局がそのようにならば、考へてやられるならば、少くとも月三回或いは月四回私が申上げましたような方法でどなたにも成るべく御無理の行かないような方法でやつて行つても、連続しなくてもいつになつてもいいわけですから、場合によつては二カ所所開かれてもいいわけなんです、そうすれば少くとも月六回開かれる。月一回ずつ出で頂ければ六回開けます。六倍とは行かなくても三倍なり四倍の能率は上るはずで、それはそんなに月六回も引つぱられるのは事務当局大変だとおつしやるかも知れないけれども、事務当局に本當にこれを解決して行こうという熱意があればその努力は行かなくてならぬものではないかと私は思ふのです。それで若し今のことに

どこをどう工夫したのか、そういう点もお述べ頂いて、こうやつたけれどもこうだつた、これはこうだつたというふうな点を詳細にお述べ頂きたいと思ふのです。

○政府委員(久下勝次君) 私からお答え申上げますが、只今のお話によりまして、結局各種保険別の考え方はなくなつてしまひまして、すべての保険を総合して労使中立の三者でやつて行くというふうな考え方になると思ふのですが、それでありますと、実際問題としてなか／＼運用が困難でございます。御説のように、船員保険のような特殊なものもありまゝするし、その三種の保険に共通するものをお願ひをするという結果は、少し私は無理があるのだらうと思ひます。

○湯山勇君 途中ですけれども、非常に間違つた答弁をされてゐるので、失礼ですけれどもよろしいですか。私が申上げてゐるのは、各保険別に人を割当てる。これは当然なんです。そうしないと能率は上らないのですから。その保険別に割当てた三人は、つまり労使中立としての三者構成になつてゐる、よろしいですね。それで各人ごとの日が空いてゐるが聞きます。そしてその例えば健康保険なら健康保険の三人が揃う日を揃はせて、保険別にですね。そうして行けばそれは一カ月に一回ぐらいは、現在九人集まられる、もう一カ月一回開かれてゐるのですから、三人だけ労使、中立、而も保険別に集まる日を揃へる。現在よりも容易に集まるはずで、ですから、今局長は保険業種別という事を詳しくおつしやいましたけれども、そういうこととはなくて、やれる方法を申上げてい

るのです。

○政府委員(久下勝次君) お話の問題は、審査申立の件数が各保険毎に平等にあるということではないと考へられな

ことですが、現在の実情を申上げますと、資料でも差上げてありますように、健康保険、厚生年金に非常に多いが、船員保険は対象の關係もありまゝ、少くとも、審査件数が少いので、従ひまして、お話を点はそういうふうな各保険毎に審査申立ての件数が非常に差違ひがあります現状、これは將來もますます、さうだらうと思ひます。こういうことを考へますときには、そういうふうなもので、私どもは問題の解決にはならないのではないと思ひます。つまり各保険別にやりまして、厚生年金、健康保険の場合には、さうな問題は依然として参るの

でございます。

それからもう一つ申上げたいと思ひますのは、私どもは各保険別にやるといふことは種々検討いたしてございまして、ところが実際問題といたしましては、現行の三種の保険はそれ／＼同じような運用がされ、同じような規定があります。従ひましてこれは総合的に考へて頂くのが全体として都合である点が非常に多いのでございまして、特に健康保険と厚生年金は、御承知のように保険給付の關係が裏腹になつてゐる実情もありますので、その關係から相互関連をする制度でもありまゝ。そういうふうな点から、結局は全体の保険を総合して具体的な提案、御審議を頂くというふうな行き方が必要でありますと同時に、先ほど申上げました国保の保険別の審査申立の件数が違つておるといふ点も考へ合せまし

て、実は御趣旨のような点は、考慮はしましたけれども適當と思ひなかつた次第であります。

○湯山勇君 まだどういふ検討をしたかというその方法についての御答弁はなかつたのですけれども、今の問題に引つかかつて参りましたから更に質問いたします。

局長は私がこの方法を申上げましたときには、これは保険業種別が壊れるからいけないと大方おつしやつたのです。それは誤解だからというので申上げた、今度は業種別しや困る。一体どういふことをおつしやうとしておるのか了解に苦しみまゝ。業種別が困るというので、業種別ということをやらないようにやつてゐるんだと言へば、今度は総合でなければいけない。そうならば三人というのは私は最小限を言つたのですが、他の保険から一人入つても二人入つてもいい、ともかくももう少し誠意を以て答弁して頂きたいのです。ああ言へばこう言ひ、こう言へばああ言うで、少しも御答弁が首尾一貫してゐない。

○政府委員(久下勝次君) 私自身が実は一貫してゐるつもりで答へ申上げたのであります。結局現在の社会保険審査会の運用といたしましては、法律の上では各保険別におつしやるように定足数がなければもう審査ができな

が私どもとしては今後とも適當である
と考へましてお答えを申上げたのであ
ります。

〔委員長退席、理事大谷盛潤君着
席〕

各保険毎にする共に、審査申立の
件数が違つておりますので、別々にい
たしまして、仮りに別々にいたしまし
ても、船員保険のような審査件数の
少ないものと、健康保険、厚生年金のよ
うな場合は結論が違つて参りますと
いうことを申上げたのであります。

○湯山勇君 今の御答弁から
は、現行制度を變えなければならぬ
という結論は出て来ない。現在のよう
に総合的に九人なら九人が集まつて構
成することが適當だと考へる、このい
うことならばこの修正は出て来ない
ので、私は修正のところに、さやう
にするためには、こうしたいと思
う。つまり審査日数を殖やして、そ
うして審査員を僅か三人でも二人でも
つて行こう、こういう原案を出して
おられるのだから、それならば三人がや
ればよいという最低の限度を守つてい
て、労使、中立の三者で、三人でやつ
て行くという方法も考へられるのでは
ないかというのを申上げておる質問
に対して、やはり現行の九人でなけれ
ばいけない、これが適當だと思ふの
だ、それならば何で一体こういう改正
案を出して来られたか、又そこへ問題
が戻つて来るわけですか。これはどうな
んでしようか。

○政府委員(久下勝次君) 私は湯山先
生が例をあげてお話をされましたの
で、それに対しての意見を申上げたつ
もりです。現在の制度でこうなつたお
りしますので、現在の制度をやはり総合

的な判断の下に運営をして行くとい
うことになる、現在の制度でもこうな
りますと、三人では無理であります。

適當でないでありまして、この意見
を申述べるために申上げたのでありま
す。結局そういうことに結果において
なりますので、現在の制度におきまし
ては、やはり能率を上げて行きますこ
とがむずかしいという結論にもつて行
きますために申上げたのであります。

○湯山勇君 この法案に対しての説明
は、現在では非常勤の人だから集まり
が悪い、集まりが悪いから常任にし
る、さうですね。さうしてそれによつ
て日数を多く審議してもらうようにす
るのだ、勿論それによつて審議の対象
も拡大して行く、こういうことなんで
すから、さういう原則を崩して御答弁
になられては困るのです。さういう原
則に立つて行けば、審議日数を多くす
るのには、私が申上げた方法で審議で
きるのじやないか、それから人数につ
いてもさういふ方法でやれば人数も
減らさずに、建前が違ふといふの
しやつたように、結局原則的にこの方
法はいけないので、この方法でなけれ
ばならないという答弁がなぐちやならん
けれども、その点についてはないの
だ、ただ能率を上げるためだけだと、
さうおつしやつたので、私は柳原先生
とのお約束もありましたし、自分で
きるだけの、もつと細かい点に互つて
の検討もして参つておるのです。そこ
でそのアウト・ラインである、梓であ
るところの二つの原則、つまり日数を
たび／＼開くことと、さうして少数の
人でも成立するというさういふ二つの

要素を上げまして、而も二つの要素が
現在考へられておるところと、ちつと
も変わらないように運営される、こ
ういふ方法を申上げたのです。それに
ついての御意見はどうかということ
を申上げたわけですから、さういふ今
までの質問によつて明らかにされた前提
の上に立つて御答弁を願はないと、その
場その場の現象だけを捉えておつしや
られないで、これは一向この質問が進行
しないで、同じところを行き廻りする
だけになると思ひますので、さうい
う筋道を立てての御答弁を頂きたいと思
うのです。

○政府委員(久下勝次君) 私が御答
え申上げたのは、実はおつしやるよ
うな気持ちでやつておるつもりであり
ますが、ただ御質問が具体的に十八名を
六つに分けて、労使、中立の三人ずつ
つての意見はどうかというお尋ねで
ありましたが、現行制度を引合ひに出
しまして、なお審査申立ての件数の実
情等に照れて、さういふ方法では私
どもとしては問題の解決がむずかしい
であろうという意味のことを申上げた
ものであります。従いまして結局私
どもの考へとしては、折角の先生のお話
でございまして、折角の先生のお話
を申上げておる通り、この制度をまだ
そこに振り替へるという気持ちになり
ませんので、申上げたのであり
ます。

○湯山勇君 私は何も現行制度を固執
するとか何となくのじやなくて、御
提案になつたかたと同じように現行制
度では困るということに認めてゐるの
です。ただその場合に、現行の制度よ
りも、たび／＼次官もあなたもおつし

やいますように、運用によつてやつて
行くといふことを、今度の法案につ
いても、運用によつていふことをおつ
しやつた、運用によつてやつて行く
といふことをおつしやられる以上は、現
行法だつて運用によつて改善される余
地が多分にあるわけですから、その運用
によつて改善される余地の検討がなされ
たかなされないか、そのことについて
は何ら具体的なお話がなくて、いろ
いろ検討して見た、いろ／＼検討して見
た、さういふお話や、それから委員の
かり出しについては随分努力したとい
うお話だけなんであり、それをどうい
う工夫をこらしてさういふふうによつ
たといふことのお話がなかつたので、
それで私は先般お約束申上げました
ように、さういふ方法がある、この方
法は今改正しようとしてゐる根本的な
問題は、これによつて少くとも解決で
きる、日数をたび／＼開くことと構成
者を集めるのに、審査員を集めるのに
さして苦勞はされない。例へばさうい
う方法なんです。この具体的な方法に
ついては、まだ十分局長は細かい点で
御納得の行つていない点がありにな
ると思ひますが、それはそれでなお御
説明申上げます。誤解のあつた点につ
きましては、これだけでよく咀嚼しき
れないのではないかと、なお又保険業種
別の方法も崩していいのだといふこ
とは誤解だといふことはよくわかりま
したので申上げます。さういふ方法が
あれば運用によつて、現行法のあの今
やつておられる通りやらないで、もつ
とそれを運用によつて改善してやつて
行くといふことを考へになる余地は
ないかどうかです。

○政府委員(久下勝次君) 御承知のよ
うに現在の審査会につきましては審査
会に關する法律がございまして、法律
の枠内で運用をいたしております。従
いまして法律の枠内の運用につきま
しては、お話のような点を実際に行うこ
とは、実はできないのでございませ
う。さういふ点でございまして、そ
こで制度の改正をする場合に、考へた
ことは考へまして、いろ／＼部会を設
けてやりますとか、或いは各府県別
にやるとかといふようなことにつ
きましては、或いは委員の数をどうし
たらいいだろうかといふようなことも
触れました。随分具体的にいろ／＼検討
いたしました結果、いずれも一長一短あ
りまして、終局的に現在御提案を申上
げてゐる案が一番いい、現段階にお
いてはいいといふように考へました次第
であります。

○湯山勇君 そのことについての具体
的な結論ですね、今私が申上げたよう
な方法ではどうかと、それからも
つとほかの方法ではどうかといふよう
なことを御説明頂きたいと思ひます。
さういふことは何にも法律を改正する
ことに反対してゐるのじやないの
です。誰だつて困る法律なら變えて
いいのです。たださういふ變え方に
問題がある。問題はとにかく日数を
多く開くこと、そのために常任にする
のだ、さういふ何遍も耳にたこが
出るほど申上げて恐縮なんです、さ
うして審査員を集めるにも骨が折
れるから、少い審査員でできるように
するのだといふならば、さういふこ
とができるような法律に變えたい
のであつて、さういふ制度の根本に
触れるような改正をしなくてはな
い、簡単なその程度の改正ならば、
どなただつて反対されるかたは
ないのです。さうすれば一日も

あれば上つてしまふ。そういう方法をとればいいのであります。問題の多い、誰が考えても矛盾の多い、そうして果してそれが審議の能率が上がるか、今局長のおつしやつたように労使双方の利益代表を純利益代表という形でこれに加えた場合にはそれ／＼の主張を主張いたしまして、もつとこれは混乱して来る虞れがあるわけです。審査官とか審査員とかいう、公的な責任を持たないただ単なるオブザーヴァーということなら、而も発言権を持つておるそれを拒否することができないということになれば、これはどんなにでもこの会議を混乱させ引延すこともできるんです。こういう却つて能率の上らないような、危いような方法をとることが問題なんだから、もつとしつかりした、誰もが納得のいくような、そうして而も能率の上るような、簡明率直な、何か裏にひそんでおるような不明朗な改正でなくて、明らかな改正をなせないか、そういうことをよくわかるように御説明願いたい。

○政府委員(久下勝次君) 審査の制度の問題につきまして、根本的な原則的な、ことを考えなければならぬと思うのであります。先ず第一に申すまでもなく審査の結果が公正でなければならぬということ、これはもう私が申すまでもないことでございます。それから行政措置としての、行政上の裁決審査でありますので、簡易迅速ということが勿論要件でございます。そのほかに事柄の性質上先ほども触れたのであります。私どもはこれができるだけ各種保険を通じて総合的な判断をして頂きたい、現に又そういう運用をしておるのであります。この運用の方

針は今後も続けて参りたい、こういうことを考えておるのでございます。具体的には、逆に申し上げますと、事件によつて判断をするかたが違つていふような結果になりますと、審査の結果が実際のにまち／＼になる虞れもございします。今日の段階におきましては、少くとも同一の審査官が全部の事件について判断をして、全部の事件に一つの統一のある調整のとれた結論を下して頂けるようにしたいというものが第三の要請でございます。こういうふうな問題をそれ／＼加味いたしまして、被保険者なり事業主の不服申立を処理して行きたいというように、前かいらい／＼考えたのでございまして、私もそれはそういう結果、さつきも触れたような二、三の例についても慎重に検討してみたいものであります。結論として只今御提案申上げておりますようなのが、先ほど申上げた三つの原則に合致する最も適当な案であるという結論に到達したわけであります。

○湯山勇君 結論だけはおわかりの事です。結論はそうだといいことだけでは繰返しおつしやいました。過程におきまして今局長がおつしやつたように同じ人が同じように審査をするという建前をとりたいとおつしやいます。併し現行法におきまして三人の構成を二人でやれるということになれば、或いは一人以上というのがあります。ね。そういうことになれば委員は……、よろしいことになりますか、委員は、例えば二回くらい開いたときに一回々々違う、委員長は仮りに同じだとしても、これは決して今局長のおつしやつたような原則には、数が少いだけに当て嵌まらないのであります。一人だとこれ

は全くそのときの気分支配されるといふこともあり得ると思ひますし、公正を期するといふためには多数ということが必要だといふことは問題ない。それを敢えてそういう事柄をも切替えてこういうふうにしてゐるのだから、ここまでどうせ譲るならば、私の申し上げることもこの案も五十歩百歩だと思ふのです。そこで今申上げた点で、どういふところが問題だといふことを具体的に答え頂ければその点については私が又申し上げますから、それはどうなるのかという形で一つ御答弁願いたい。

○政府委員(久下勝次君) お話の案が私まだ具体的に理解ができておらない点があるかも知れませんが、私がお話によつて理解をしておりますところでは、恐らく結果におきまして、先ほど申上げた審査申立ての全体の事件を同一の審査、査定をするかたが見て行くという原則に外れはしないだろう。かといふ実は懸念を持つのであります。それから先ほど各保険別にやるのだといふようなお話がございましたが、各保険別にやるというふうなことになるならば、今の審査件数の少い保険を担当しているかたにはそう御迷惑もかけずに済みますが、審査件数の多い健康保険、厚生年金保険を受持たれるかたは、どうしても同一人が総合的にその事件を見て行くということになりますと、結局非常に回数多く出席して頂かなければならぬというふうな問題に逢着すると考へるのであります。

○理事(大谷肇君) 速記をとめて。
(速記中止)
(理事大谷肇君退席、委員長着席)

○委員長(豊森芳夫君) 速記をつけ。暫時休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時五十二分開会

○委員長(豊森芳夫君) ではこれより開会いたします。

ではこれにて散会いたします。次回は八月十日午前十時より開会いたします。

午後二時五十三分散会